

逗子市障がい者差別解消支援地域連絡会の基本的な方針

平成 30 年 9 月 1 日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき設置する逗子市障がい者差別解消支援地域連絡会（以下「連絡会」という。）を運営するため、基本的な方針を次のとおり定める。

1 名称

逗子市障がい者差別解消支援地域連絡会とする。

2 目的

障がいを理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換及び障がい特性の理解に向けた取組の周知・発信を行うため、地域における関係機関等のネットワークを構築することにより、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

3 役割

- (1) 連絡会が対象とする事案は、障害者差別解消法第 2 条第 3 号に規定する行政機関等及び同条第 7 号に規定する事業者に関するものとする。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消に関する共通認識を持つために、市や関係機関等が対応した相談事例に関する情報について共有及び蓄積すること。対象となる事例は、次のようなものが想定される。
 - ア 障がいを理由とする差別及び差別的取扱い並びに合理的配慮の事例及び望まれる合理的配慮等のあり方などに関する情報の共有
 - イ 障がい者本人が適切な機関とつながっておらず、専門機関による支援が行われていないなど単一の機関による対応が困難な事例等
- (3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組について共有及び蓄積し、その取組を効果的かつ円滑に行うための方策について意見交換すること。
- (4) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組について、地域における効果的な理解促進や普及啓発の方策に関する意見交換をすること。
- (5) 障がいを理由とする差別の解消及び障がい特性の理解に向けた取組の周知・発信を行うこと。